

【申込に当たっての注意事項】

申込に当たりましては、以下についてご確認いただき、ご了解下さい。

- 1 食品の提供に関する合意事項について了承する。
- 2 申込団体等の概要、活動状況等が分かる資料を提出する。
- 3 確実に食品として利用できる量を申し込む。万が一、食品として利用できない場合の処分は適切に行う。
- 4 提供数を上回る申込があった場合には、先着順とする。
なお、申込期限前に提供数量を満たす場合があることについて了承する。
- 5 上記に定めのない事項で疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定する。

【食品の提供に関する合意事項】

1 食品の提供

- (1) 食品を提供する前に、名古屋国税局において本来の備蓄食料としての目的などに使用し、提供できる数量に変更が生じた場合には、提供量の調整を行う。
- (2) 食品の提供を受けるフードバンク等は、名古屋国税局と協議の上、提供食品の引渡し日時を決定し、当該日時に、食品を保管する以下の各引渡場所での受取り、または着払いでの受取りを確実に行う。

- ・岐阜北税務署 岐阜県岐阜市千石町一丁目 4 番地
- ・岐阜南税務署 岐阜県岐阜市加納清水町四丁目 2 2 番地の 2
- ・大垣税務署 岐阜県大垣市丸の内二丁目 3 0 番地
- ・高山税務署 岐阜県高山市昭和町二丁目 2 2 0 番地（高山合同庁舎）
- ・業務センター多治見分室 岐阜県多治見市白山町一丁目 2 0 9 番地
- ・多治見税務署 岐阜県多治見市白山町一丁目 2 0 9 番地
- ・関税務署 岐阜県関市川間町 2 番地
- ・中津川税務署 岐阜県中津川市かやの木町 4 番 3 号（中津川合同庁舎）
- ・静岡税務署 静岡県静岡市葵区追手町 1 0 番 8 8 号
- ・清水税務署 静岡県静岡市清水区松原町 2 番 1 5 号（清水合同庁舎）
- ・業務センター浜松西分室 静岡県浜松市中央区中央一丁目 1 2 番 4 号（浜松合同庁舎）
- ・浜松西税務署 静岡県浜松市中央区中央一丁目 1 2 番 4 号（浜松合同庁舎）
- ・浜松東税務署 静岡県浜松市中央区砂山町 1 1 8 3 番地
- ・沼津税務署 静岡県沼津市米山町 3 番 3 0 号
- ・熱海税務署 静岡県熱海市上宿町 1 4 番 1 5 号
- ・島田税務署 静岡県島田市扇町 2 番の 2
- ・富士税務署 静岡県富士市本市場 2 9 7 番地の 1
- ・磐田税務署 静岡県磐田市中泉 1 1 2 番地の 4
- ・掛川税務署 静岡県掛川市緑ヶ丘二丁目 1 1 番地 4
- ・藤枝税務署 静岡県藤枝市青木二丁目 3 6 番 1 7 号
- ・下田税務署 静岡県下田市六丁目 3 番 2 6 号
- ・千種税務署 愛知県名古屋市千種区振甫町三丁目 3 2 番地
- ・名古屋東税務署 愛知県名古屋市東区主税町三丁目 1 8 番地（名古屋第三国税総合庁舎）
- ・名古屋北税務署 愛知県名古屋市北区清水五丁目 6 番 1 6 号
- ・名古屋西税務署 愛知県名古屋市西区押切二丁目 7 番 2 1 号
- ・名古屋中村税務署 愛知県名古屋市中村区太閤三丁目 4 番 1 号

- ・名古屋中税務署 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目3番2号（名古屋国税総合庁舎）
- ・昭和税務署 愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4
- ・熱田税務署 愛知県名古屋市熱田区花表町7番17号
- ・中川税務署 愛知県名古屋市中川区尾頭橋一丁目7番19号
- ・業務センター豊橋分室 愛知県豊橋市大国町111番地（豊橋地方合同庁舎）
- ・豊橋税務署 愛知県豊橋市大国町111番地（豊橋地方合同庁舎）
- ・岡崎税務署 愛知県岡崎市羽根町字北乾地50番地1（岡崎合同庁舎）
- ・一宮税務署 愛知県一宮市栄四丁目5番7号
- ・尾張瀬戸税務署 愛知県瀬戸市熊野町76番地1
- ・半田税務署 愛知県半田市宮路町50番地の5
- ・業務センター刈谷分室 愛知県刈谷市若松町一丁目46番地1（刈谷合同庁舎）
- ・刈谷税務署 愛知県刈谷市若松町一丁目46番地1（刈谷合同庁舎）
- ・豊田税務署 愛知県豊田市常盤町一丁目105番地3（豊田合同庁舎）
- ・小牧税務署 愛知県小牧市中央一丁目424番地
- ・新城税務署 愛知県新城市字裏野1番地1
- ・業務センター津分室 三重県津市桜橋二丁目99番地
- ・津税務署 三重県津市桜橋二丁目99番地
- ・四日市税務署 三重県四日市市西浦二丁目2番8号
- ・伊勢税務署 三重県伊勢市岩渕一丁目2番24号
- ・松阪税務署 三重県松阪市高町493番地6（松阪合同庁舎）
- ・桑名税務署 三重県桑名市江場7番地6
- ・上野税務署 三重県伊賀市緑ヶ丘本町1680番地
- ・鈴鹿税務署 三重県鈴鹿市神戸九丁目24番45号
- ・尾鷲税務署 三重県尾鷲市末広町1番30号
- ・名古屋国税局 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目3番2号（名古屋国税総合庁舎）

2 提供食品の品質管理

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の品質が保持されるよう、以下の点を遵守するなど適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導する。

- ・ 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置、保有すること。
- ・ 食品は床に直置きしないこととし、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
- ・ 保管中に汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡しないこと。
- ・ 食品を保管する施設の衛生管理を適切に行うこと（定期的な清掃、採光、照明、換

気等）。

3 提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の取扱いに関する情報（譲渡先の名称、譲渡年月日、譲渡数量）を記録し、これを1年間保存する。

また、譲渡後速やかに、当該情報を名古屋国税局に報告する。

4 責任の所在

(1) 名古屋国税局は、提供食品が食品の提供を受けるフードバンク等に引き渡されるまでの間、当該食品に定められた保管方法に従い適切に管理されていたことを保証する。引渡し後については、食品の提供を受けたフードバンク等の責任において提供食品の品質管理を行う。

(2) 提供食品の譲渡後の事故の責任は、一切、名古屋国税局に問わない。

5 提供食品の譲渡先

食品の提供を受けたフードバンク等は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は直接個人に対して提供食品を譲渡する。

なお、食品の提供を受けたフードバンク等は、譲渡する前にやむを得ず提供食品を廃棄する場合は、適切に行う。

6 誠実協議

本合意事項に記載なき事項又は本合意事項の解釈に疑義の生じた事項については、食品の提供を受けたフードバンク等と名古屋国税局とで信義誠実のもとに協議の上、解決する。

7 反社会勢力の排除等

食品の提供を受けたフードバンク等は、自己が現在また将来にわたって反社会勢力に該当しないこと、また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、国税庁や名古屋国税局の信用を毀損する行為を行わないことを約する。